

○市営住宅管理人要綱

(令和 2 年 4 月 1 日施行)

改正 令和 3 年 4 月 1 日

改正 令和 4 年 1 2 月 1 日

改正 令和 7 年 2 月 1 日

(目的)

第 1 条 新潟市営住宅条例（平成 9 年新潟市条例第 15 号。以下「条例」という。）第 5 4 条第 3 項の規定による市営住宅管理人（以下「管理人」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(配置)

第 2 条 管理人は、市営住宅の 1 住宅ごとに 1 人置くものとする。ただし、1 住宅の住宅の戸数に応じて人数を増やすことができる。

(委嘱)

第 3 条 市長は、次の各号に該当する市営住宅の入居または同居する者の中から、適当と認められる者を管理人として委嘱する。ただし、適当と認められる者がいないときは、欠員とする。

(1) 成人している者

(2) この制度の趣旨を理解し、誠意をもって業務を行うことができる者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者

(4) 別紙様式による誓約書を提出した者

(業務)

第 4 条 管理人は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 市営住宅及びその共同施設等に関する文書等の配布及び回収

(2) 市営住宅及びその共同施設等の調査及び報告等

(3) 火災、風水害等の非常事態が発生した場合の報告

(4) その他市営住宅等の管理上必要な事項

(任期)

第5条 管理人の任期は、誓約書の提出が1日のときは誓約書の提出があった日から、それ以外の場合は誓約書の提出日の翌月1日からとし、委嘱した日から委嘱した日の属する会計年度の末日までとする。また、再任を妨げない。

(謝礼金)

第6条 管理人には、謝礼金を支払う。

2 謝礼金の額は、別表のとおりとし、四半期ごとに支払う。また、一円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 謝礼金は、月割計算により支払うものとする。ただし、解嘱した日が月の末日でない場合は、その前月までを支払うものとする。

(解嘱)

第7条 市長は、管理人が次の各号の一つに該当するときは、その任期中であっても解嘱することができる。

(1) 病気のため業務の遂行ができないと認めるとき

(2) 当該市営住宅から退去したとき

(3) 暴力団員と認めるとき

(4) その他解嘱する必要があると認めるとき

(その他)

第8条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年２月１日から施行する。

別表（第6条関係）

区分（管理戸数）	謝礼金（年額）
81戸以上	92,900円
61戸以上80戸以下	86,500円
41戸以上60戸以下	80,100円
21戸以上40戸以下	73,600円
20戸以下	67,200円

誓 約 書

新潟市営住宅管理人業務に関する個人情報の取扱いについて次のとおり誓約します。

(基本的事項)

第1 個人情報保護の重要性を認識し、市営住宅管理人要綱第4条に規定する業務

(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱う。

(秘密の保持及び提供等の制限)

第2 業務で知り得た個人情報を業務以外には使用しない。また、第三者に提供しない。なお、任期満了等により退任した後も同様とする。

(委託の禁止)

第3 個人情報は自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせない。

(適正管理)

第4 業務で知り得た個人情報は、漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止のため必要な措置を講じる。

(複写及び複製の禁止)

第5 新潟市から引き渡された個人情報に関する資料の複写等はない。

(資料等の返還等)

第6 業務を行うために提供を受けた資料等及び管理人として収集した個人情報の資料等は、任期満了等により退任した後、直ちに新潟市へ返還または引き渡すものとする。

(事故発生時における報告等)

第7 業務を行うにあたり、事故が発生し、または発生するおそれがある場合は、速やかに新潟市に報告する。

誓約日 年 月 日

(宛先) 新 潟 市 長

住 所

氏 名